

簡易ガス供給約款

2023年9月1日実施

(令和5年9月1日実施)

北海道ガス株式会社

目次

I. 供給約款の適用	1
1. 適用	1
2. 供給約款の変更	1
3. 用語の定義	2
4. 日数の取り扱い	3
II. 使用の申込み及び契約	3
5. 使用の申込み	3
6. 契約の成立及び変更	4
7. 使用又は工事の承諾	4
8. ガスの使用開始日及び契約変更の適用開始日	5
9. 名義の変更	5
10. ガス使用契約の解約	5
11. 契約消滅後の関係	6
III. 工事及び検査	6
12. 工事の設計見積り等	6
13. 工事の実施	6
14. 工事に伴う費用の負担	7
15. 工事費等の申し受け及び精算	10
16. 不可抗力による損害	11
17. 担保責任	11
18. 供給施設等の検査	11
IV. 検針及び使用量の算定	12
19. 検針	12
20. 計量の単位	13
21. 使用量の算定	13
22. 使用量のお知らせ	14
V. 料金等	14
23. 料金の適用開始	14
24. 支払期限	15
25. 料金の算定及び申し受け	15
26. 単位料金の調整	16
27. 料金の精算等	17
28. 保証金	17
29. 料金及び延滞利息の支払方法	17
30. 料金の口座振替	17
31. 料金のクレジット決済	18

3 2. 料金の払込み	18
3 3. 料金の当社への支払日	18
3 4. 延滞利息	18
3 5. 料金及び延滞利息の支払順序	19
3 6. 料金以外の費用の支払方法	19
VII. 供給	19
3 7. 供給ガスの圧力及び成分等	19
3 8. 供給又は使用の制限等	19
3 9. 供給停止	20
4 0. 供給停止の解除	20
4 1. 供給制限等の賠償	21
VIII. 保安	21
4 2. 供給施設の保安責任	21
4 3. 周知及び調査義務	21
4 4. 保安に対するお客様の協力	21
4 5. お客様の責任	22
4 6. 供給施設等の検査	22
VIII. その他	22
4 7. 使用場所への立ち入り	22
4 8. 反社会的勢力の排除	23
4 9. 管轄裁判所	23
付 則	23
1. この供給約款の実施期日	23
2. ガスマーテーの能力の表記に関する経過措置	23
3. この供給約款の掲示	23
(別表第 1)	24
(別表第 2)	24
(別表第 3)	25
(別表第 4)	25
(別表第 5)	26

I. 供給約款の適用

1. 適用

- (1) 当社が一般の需要に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この簡易ガス供給約款（以下「供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社が別に定める簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）の別表第1の供給地点群に適用します。
- (3) この供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、その都度お客様と当社との協議によって定めます。

2. 供給約款の変更

- (1) 当社は、次のいずれかの理由により、この供給約款を変更することがあります。この場合、この供給約款に定めるガス料金その他の供給条件は、変更後の簡易ガス供給約款によります。
なお、当社は、この供給約款を変更する際には、実施日の1か月前までにお客さまにお知らせするものとします。この場合に、お客様が実施日の15日前までにこの供給約款に基づく契約の終了又は解約の申し入れを行わないときは、当社はお客様がこの供給約款の変更を承諾したものとみなし変更後の簡易ガス供給約款を適用します。変更後の簡易ガス供給約款は当社のホームページにて掲載することで差し替えとします。
 - ① 法令・条例・規則等の改正があった場合。
 - ② 当社がガス料金その他の供給条件でその変更を必要と判断した場合。
- (2) この供給約款を変更する場合において、(3)に定める場合を除き、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、当社のホームページ上の開示、又は電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものとします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、書面の交付、当社のホームページ上の開示、又は電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号のみ記載すれば足りるものとします。
- (3) この供給約款について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のこの供給約款に基づく契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付せずに当社のホームページ上で開示することで足りるものとし、同法第15条に基づく書面の交付については、これを行わないものとします。
- (4) この供給約款における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、この供給約款に基づく契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとし、変更された税率に基づきこの供給約款を変更します。この場合におけるこの供給約款の変更に関

する手続きは（1）と同様とします。

3. 用語の定義

この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 圧力 —

- (1) 「圧力」 … ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

- (2) 「最高圧力」 … お客様に供給するガスの圧力の最高値をいいます。

- (3) 「最低圧力」 … お客様に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (4) 「ガス工作物」 … ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(6) から (13) までの設備は全て「ガス工作物」に当たります。）。

— 供給施設 —

- (5) 「供給施設」 … ガス工作物のうち、導管、ガス遮断装置、ガスマーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

— 導管 —

- (6) 「本支管」 … 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまつた水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、当該設備の変更や修繕を行うことに関する承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること
- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること

- (7) 「供給管」 … 本支管から分岐して、お客様が所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

- (8) 「内管」 … (7) の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。

- (9) 「ガス遮断装置」 … 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (10) 「ガスマーター」 … 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。

- (11) 「マイコンメーター」 … マイクロコンピューターを内蔵したガスマーターで、お客様のガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ当社が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。

- (12) 「ガス栓」 … ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (13) 「メーターガス栓」 … ガスマーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。
- 消費機器 —
- (14) 「消費機器」 … ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。
- その他の定義 —
- (15) 「ガスマーターの能力」 … ガスマーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをおいいます。
- (16) 「ガス工事」 … 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (17) 「検針」 … ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスマーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取ることをいいます。
- (18) 「消費税等相当額」 … 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (19) 「消費税率」 … 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 日数の取り扱い

この供給約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定します。

II. 使用の申込み及び契約

5. 使用の申込み

- (1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款等を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申込みをしていただきます（13（1）ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2) (1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスマーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 申込みの際は、お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただきます。
- (4) 申込みの受付場所は、当社の本社、支店又は当社の指定した特約店とします。
- (5) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客様のため（1）のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

一 ガスマーテーの決定

- (6) 当社は（1）の申込みに応じて、ガスマーテーの能力を決定します。適正なガスマーテーの能力は、原則として、当該ガス使用又はガス工事の申込みのときに、お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、（2）に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力とします。
- (7) 家庭用にガスを使用される場合には、（6）の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。
- ① オーブン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
 - ② 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は小型のものとします。）
- (8) 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議の上（6）の標準的ガス消費量を算出することがあります。

6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が5（1）のガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立します。なお、契約を変更する場合も同様とします。
- (2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成します。この場合、契約は、（1）にかかわらず契約書作成時に成立します。

7. 使用又は工事の承諾

- (1) 当社は、5（1）のガス使用又はガス工事の申込みがあった場合には、以下の（2）及び（3）の場合又は当社が特別の事情があると認めた場合を除き、承諾します。
- (2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則（以下、「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合。
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合。
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合。
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合。
 - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合。
- (3) 当社は、お客さまの当社に対する支払状況が次に掲げる事由に該当する場合、申込みを承諾できないことがあります。
- ① 当社との他のガス使用契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息がそれぞれ

のガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない、もしくは支払期限日を過ぎて支払われた場合。

- ② 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の債務（ガス使用契約以外の契約によって支払いを要することとなった債務）がそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない、もしくは支払期限日を過ぎて支払われた場合。
- (4) 当社は、(2) 及び (3) の場合、又は当社が特別の事情があると認めた場合で、ガス使用又はガス工事の申込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせします。

8. ガスの使用開始日及び契約変更の適用開始日

- (1) 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申込みにより、ガスマーテーを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び40（1）の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）のガス使用開始日は、原則として、お客さまの希望する日とします。
- (2) 当社とお客さまとのガス使用契約の変更が成立したときの、契約変更の適用開始日は、原則として、契約変更が成立した後に到来する19（1）の定例検針日の翌日とします。

9. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5（1）の規定によって申し込んでいただきます

10. ガス使用契約の解約

- (1) 引越し（転出）等の理由によりガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を当社の本社、支店又は当社の指定した特約店に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日とします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日とします。
- (2) お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、既に転居されている等、明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスマーテーの取り外しその他のガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があつたものとします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、既に39の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があつたものとします。
- (3) 当社は、7（2）の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書等でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することができます。
- (4) 当社は、39の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となつた事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することができます。この場合、解約を予

告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数において少なくとも2回予告します。

1.1. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、10の規定によってガス使用契約が解約されても消滅しません。
- (2) 10の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスマーター等当社所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

III. 工事及び検査

1.2. 工事の設計見積り等

- (1) 当社は、5(1)のガス使用又はガス工事の申込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とする場合には、遅滞なく工事の設計及び見積もりを行い、工事費の明細をお知らせし、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定します。
- (2) (1)のガス工事の設計及び見積もりなどに際して、試掘調査など別途費用を要する場合には、その費用に消費税等相当額を加えた金額を、お客さまに負担いただく場合があります。

1.3. 工事の実施

— ガス工事の施工者等 —

- (1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工します。ただし、(2)に定める工事は承諾工事人に施工させることができます。
- (2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスマーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスマーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事とします。
 - ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
 - ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
 - ③ 繰ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
 - ④ 繰ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
 - ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
 - ⑥ ①～⑤の工事に伴う内管の撤去工事
- (3) お客さまがガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件はお客さまと承諾工事人との間で定めていただくこととし、当社はこれに関与しません。また、その工事に関して後日補修が必要になったとき又はお客さまが損害を受けられたとき等には、お客さまと承諾工事人との間で協議の上解決していただくこととし、当社はこれに関与しません。

一 気密試験等

(4) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

一 ガスマーテーの設置

(5) 当社は、ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲（以下「1需要場所」といいます。）につきガスマーテー1個を設置します。この場合、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所としますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、当社が特別の事情があると判断したときには、1需要場所につきガスマーテーを2個以上設置することがあります。

① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅

各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所とします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次の全ての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所とします。

③ 施設付住宅

1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（「施設付住宅」といいます。）

には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(6) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスマーテーを設置します。

一 供給施設等の設置承諾

(7) 当社は、3(7)の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地又は建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいていただきます。これに関して、後日紛争が生じても、当社は責任を負いません。

(8) 当社がお客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまは私道所有者等から当社が定める様式にて承諾を得ていただきます。

(9) 当社は、供給施設を設置した場合、門口等3(7)の境界線内に当社所定の標識を掲げさせていただく場合があります。

14. 工事に伴う費用の負担

一 供給施設の所有区分と工事費

(1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、当社はその旨の表示を付すことがあります((4))及び(6)において同じ)。

(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価（ただし、②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとします。

① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個当たり又は1箇所当たり等で表示します。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の本社及び支店に掲示しています。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出します。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出します。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出します。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出します。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出します。

② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものとします。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する工事

(4) お客様のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。

(5) (4) に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。

(6) ガスマーティーは、当社所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。）は、お客様に負担していただきます。

ただし、ガスマーティーの検定期間満了による取替等、当社の都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社が負担します。

(7) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担します。ただし、お客様の依頼により供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。）は、お客様に負担していただきます。

(8) 本支管は当社の所有とし、その工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えたものとします。）は、当社が負担します。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

(9) 当社は、お客さまが提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定します。

① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。

お客さまが工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定します。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）をお客さまに負担していただきます。

② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定します。また、別に定める検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）をお客さまに負担していただきます。

③ ②のお客さまが提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限ります。これを用いる場合には、あらかじめ当社と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料・設計・施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

— 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 —

(10) 当社は、宅地分譲地についてガス工事の申込みがあった場合は、次により取り扱います。

① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。ただし、既築の建物が予定される区画数に対し50パーセント以上ある場合を除きます。

② 当社は、その供給地点のうち3年以内にガスの供給を開始することができない供給地点があるときは、当該供給地点に係る本支管及び供給管の設置に要する工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えたものとします。）を工事負担金として、負担していただきます。

その場合、3年経過後のガス使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。

— 修繕費の負担 —

(11) お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたものとします。）はお客さまに負担していただき当社所有の供給施設の修繕費は、当社が負担することを原則とします。

一 工事の変更、解約の場合の損害賠償等 一

(12) ガス工事着手後、お客さまの都合によって供給開始前にガス使用契約又はガス工事契約が変更又は解約される場合は、当社が既に要した費用及び変更又は解約によって生じた損害を賠償していただくことを原則とします。

ただし、工事を実施していない部分につき、14及び15に掲げる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合は、協議によることとします。

(13) (12)に基づき費用及び損害を賠償していただく範囲は次のとおりとします。

- ① 既に実施した設計見積もりの費用（消費税等相当額を含みます。）
- ② 既に工事を実施した部分についての材料費・労務費等の工事費（消費税等相当額を含みます。）及び工具・機械等の使用に要した費用（消費税等相当額を含みます。）
- ③ 原状回復に要した費用
- ④ その他工事の実施についての特別の準備をしたことによる損害

(14) お客様のご都合による等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事が変更、中断又は解約される場合は、それによりお客様に発生する損害について、当社は賠償の責任を負いません。

15. 工事費等の申し受け及び精算

(1) 当社は、14の規定((10)の規定を除きます。)によりお客様に負担していただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスマーティーの取付作業を含む工事にあってはガスマーティーの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。

(2) 当社は、14(10)の規定によりお客様に負担していただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス使用の申込みをいただいたときに新たな本支管の工事を必要としない状態になった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。

(3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、着手金を工事着手前に申し受け、お客様に負担いただく14の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税等相当額を含みます。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して申し受けることがあります。

- ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として3ヶ月を超える工事をいいます。）
- ② その他、当社が特に必要と認めた工事

(4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が10万円以下の工事をいいます。）については、当社が認める場合には、工事費等の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。

(5) 当社は、お客様所有の既設内管を、そのお客様からの申込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、当社が認める場合には、工事費の全部又は一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができます。この場合、支払期間に応じて金利相当額をいただくことがあります。

(6) 当社は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に工事費等を全額申し受けます。

(7) 当社は、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく、精算することとします。

- ① 工事の設計後にお客さまの申し出により、導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
- ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘削規制等に伴う工事の実施条件に変更のあったとき
- ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動のあったとき
- ④ その他工事費に著しい差異が生じたとき

(8) 当社は、14(10)によりいただいた工事負担金について、3年経過後における供給地点の数に差異が生じたときは、精算します。

16. 不可抗力による損害

(1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的又は人為的な事象であって、お客様又は当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況をお客さまに通知します。

- ①内管及びガス栓
- ②ガス遮断装置

(2) 前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額はお客様が負担することとします。

(3) 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とします。

17. 担保責任

(1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、お客様は相当の期間を定めて当社に補修を求めるすることができます。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができます。

- ①内管及びガス栓
- ②ガス遮断装置

(2) (1)の担保責任の期間は、民法の規定に従うものとします。

18. 供給施設等の検査

(1) お客様は、当社にガスマーティーの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものとします。（2）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスマーティーの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担します。

(2) お客様は、当社に内管、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置、3(10)に定めるガスマーティー以外のガス計量器、消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請

求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客様に負担していただきます。

- (3) 当社は、(1) 及び (2) に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせします。
- (4) お客様は、当社が (1) 及び (2) に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

IV. 検針及び使用量の算定

19. 検針

— 検針の手順 —

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
 - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 当社は、(1) の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
 - ① 8 (1) に規定するガスの使用開始日
 - ② 10 (1) から (3) の規定により解約を行った日
 - ③ 39の規定によりガスの供給を停止した日
 - ④ 40の規定によりガスの供給を再開した日
 - ⑤ ガスマーティーを取り替えた日
 - ⑥ その他当社が必要と認めた日

— 検針の省略 —

- (3) 当社は、お客様が8 (1) に規定するガスの使用開始日又は40の規定によりガスの供給を再開した場合で、使用開始又は供給再開の日から、その直後の定例検針を行う日までの期間が5日（24 (3) に規定する休日を除きます。）以下の場合は、使用開始又は供給再開直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 当社は、ガス使用契約が10 (1) から10 (3) の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が3日（24 (3) に規定する休日を除きます。）以下の場合は、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又は既に行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとすることがあります。
- (5) 当社は、(2) ③の供給停止に伴う検針日から (2) ④の供給再開に伴う検針日までの期間が6日（24 (3) に規定する休日を除きます。）以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとすることがあります。
- (6) 当社は、お客様の不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

20. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルとします。
- (2) 検針の際の小数点第2位以下の端数は読みません。
- (3) 21(9)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第2位以下の端数は切り捨てます。

21. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスマーティーの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定します。なお、ガスマーティーを取り替えた場合には、取り外したガスマーティー及び取り付けたガスマーティーそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量とします。
- (2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます((3)、(7)及び24(1)において同じ。)
 - ① 19(1)及び(2)(ただし、⑤を除きます。)の日であって、検針を行った日
 - ② 21(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日
 - ③ 21(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日
- (3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。
 - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②及び③の場合を除きます。)
 - ② 8(1)に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は40の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
 - ③ 39の規定によりガスの供給を停止した日に40の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— お客様が不在の場合の使用量算定等 —

- (4) 当社は、お客様が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間(以下「推定料金算定期間」といいます。)の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量とします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」といいます。)の使用量は、次の算式により算定します。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

V_1 =推定料金算定期間の使用量

V_2 =翌料金算定期間の使用量

M_1 =推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスマーティーの指示値

M_2 =翌料金算定期間末日の検針におけるガスマーティーの指示値

- (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直します。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1/2$ (小数点第2位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備 考)

V 1 = 推定料金算定期間の使用量

V 2 = 翌料金算定期間の使用量

M 1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスマーテーの指示値

M 2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスマーテーの指示値

(6) 当社は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなときには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりとします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなときは、その月の使用量は0立方メートルとします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量とします。

(7) 当社は、8(1)に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は0立方メートルとします。

一 災害及び感染症の流行・ガスマーテー故障等の場合の使用量算定等 一

(8) 当社は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定します。

なお、後日、ガスマーテーの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。

(9) 当社は、ガスマーテーの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスマーテーを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第1の算式により使用量を算定します。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定します。

(10) 当社は、ガスマーテーの故障、災害等によるガスマーテーの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスマーテーによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定します。

(11) 当社は、災害等によりガスマーテーが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合には、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することができます。

なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。

2 2. 使用量のお知らせ

当社は、21の規定により使用量を算定したときには、速やかにその使用量をお客さまにお知らせします。

V. 料金等

2 3. 料金の適用開始

料金は、8(1)のガスの使用開始日又は40の規定により供給を再開した日から適用します。

2 4. 支払期限

- (1) お客様がお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生します。
- ① 検針日（19（2）①、④及び21（8）を除きます。）
 - ② 21（9）、（10）又は（11）後段の規定（（8）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日
 - ③ 21（8）前段又は（11）前段の規定（（8）後段の規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、22により使用量をお知らせした日
- (2) 料金は、（3）に定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月29日、12月30日をいい、39においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とします。

2 5. 料金の算定及び申し受け

— 料金の算定方法 —

- (1) 当社は、各料金規定の別表第2の料金表を適用して、22の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金及び従量料金の合計額をいい、34、別表第2、別表第3及び別表第4においても同様とします。）を算定します。ただし、13（5）なお書きの規定により、お客様が1需要場所に2個以上のガスマーテーを設置している場合であって、お客様から申込みがあったときは、それぞれのガスマーテーの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスマーテーを1個として、料金を算定します。（（4）及び（5）の場合も同様とします。）

— 料金算定期間及び日割計算 —

- (2) 当社は、（3）の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定します。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定します。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- ① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合
 - ② 8（1）の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ③ 10（1）から（3）の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合。
 - ④ 39の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となつた場合（19（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかつたものとした場合を除きます。）
 - ⑤ 40の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となつた場合（18（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかつたものとした場合を除きます。）

⑥ 38(1)の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただけません。

(4) 当社は、(3)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第3によります。

(5) 当社は、(3)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第4によります。

— 端数処理 —

(6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにします。

2.6. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により各料金規定の別表第2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定します。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定します。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2(2)のとおりとします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.215 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.215 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

80, 220円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。）を平均原料価格とします。

なお、平均原料価格は、当社の本社及び支店に掲示します。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額とします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

27. 料金の精算等

- (1) 当社は、21(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既にいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算します。
- (2) 当社は、既に料金としていただいた金額と21(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金とに差額が生じた場合には、これを精算します。

28. 保証金

- (1) 当社は5(1)の申込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客様から供給の開始もしくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客様の予想月額料金の3か月分（お客様が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定します。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、預かり日から、契約終了もしくは解約の日以降60日目までとします。
- (3) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (4) 当社は、お客様から保証金を預かっている場合において、そのお客様から支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当します。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。
- (5) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金((4)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しします。

29. 料金及び延滞利息の支払方法

料金(34の規定による延滞利息を含みます。以下30、31、32、33において同じ)は、口座振替、クレジット決済又は払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号に掲げる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

- ① 40(1)①及び②に規定する料金及び延滞利息
② 口座振替もしくはクレジット決済が不能となっている場合の料金及び延滞利息

30. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関とします。
- (2) お客様は、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日とします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客様は、口座振替の手續が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。

- ① 既にガスをお使いのお客さまは口座振替申込み時点の支払方法でご利用いただいている方法
- ② 新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

3.1. 料金のクレジット決済

- (1) 料金をクレジット決済の方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。
- (2) お客さまは、料金をクレジット決済の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。
- (3) クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされる日は、当社が指定した日とします。
- (4) 料金の支払方法としてクレジット決済の方法を申し込まれたお客さまは、クレジット決済の手續が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。
 - ① 既にガスをお使いのお客さまはクレジット決済申込み時点の支払方法でご利用いただいている方法
 - ② 新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法

3.2. 料金の払込み

お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）又は弁護士法に定める弁護士法人（以下「弁護士法人」といいます。）が作成した払込書により、当社、債権回収会社又は弁護士法人が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）でお支払いいただきます。

3.3. 料金の当社への支払日

- (1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (2) 当社は、お客さまが料金をクレジット決済の方法で支払われる場合は、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (3) 当社は、お客さまが料金を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払込まれた日に当社に対する支払いがなされたものとします。

3.4. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
 - ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額とします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものとします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント
(1円未満の端数切り捨て)

(備 考)

消費税等相当額の算定方法は、別表第2(3)のとおりとします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払義務は、35及び39①の適用にあたっては、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。

(5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

3.5. 料金及び延滞利息の支払順序

料金及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

3.6. 料金以外の費用の支払方法

料金以外の代金については、原則として、当社が指定した金融機関で払込みの方法によりお支払いいただきます。

VI. 供給

3.7. 供給ガスの圧力及び成分等

(1) 当社は、各料金規定の別表第1に掲げる供給地点に対し、別表第5に定める圧力及び成分等（以下「圧力等」といいます。）のガスを供給します。

(2) 当社は、(1)に規定するガスの圧力等を維持できることによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。

3.8. 供給又は使用の制限等

(1) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、又はお客さまに使用的制限もしくは中止をしていただくことがあります。

- ① 災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合
- ② ガス工作物に故障が生じた場合
- ③ ガス工作物の修理その他工事を実施するため必要がある場合
- ④ 法令の規定による場合
- ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（44(1)の処置をとる場合を含みます。）
- ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合

- ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要がある場合
 - ⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
- (2) 当社は、37(1)に規定するガスの圧力等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給を制限もしくは中止をし、又はお客さまに使用的制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限り、その旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせします。

39. 供給停止

当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①から④の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告します。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告します。

- ① 支払義務発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合
- ② 当社との他のガス使用契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合
- ④ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の債務（この供給約款に基づく契約以外の契約によって支払を要することとなった債務）について、それぞれの契約で定める支払期限日を経過してもなお支払いがない場合
- ⑤ 47各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
- ⑥ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑦ 3(7)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合
- ⑧ 44(5)の規定に違反した場合
- ⑨ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

40. 供給停止の解除

(1) 39の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開します。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- ① 39①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合
- ② 39②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（既に消滅しているも

のを含みます。) の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合

③ 39③、④、⑤、⑥、⑦、⑧又は⑨の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

(2) 当社は、供給の再開は原則として午前9時から午後5時の間に行います。

4.1. 供給制限等の賠償

当社が10(4)、38又は39の規定により解約をし、又は供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

VII. 保安

4.2. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる3(7)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせします。
- (4) お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

4.3. 周知及び調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて、必要な事項をお知らせします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査します。

4.4. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感じたときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。

- (2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにしていただくことがあります。なお、その方法は、当社がお知らせします。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。
- (3) お客様は、42(3)及び43(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 当社は、お客様が当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設もしくは37(1)に規定するガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りします。
- (6) お客様は、当社が設置したガスマーテーについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます

4.5. お客様の責任

- (1) お客様は、43(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置もしくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾を得ていただきます。

4.6. 供給施設等の検査

- (1) お客様は、当社にガスマーテーの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものとします。（2）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスマーテーの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社が負担します。
- (2) お客様は、当社に内管、ガス栓、消費機器、お客様のために設置される整圧器及び3(10)に定めるガスマーテー以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客様に負担していただきます。
- (3) 当社は、(1)及び(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせします。
- (4) お客様は、当社が(1)及び(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

VII. その他

4.7. 使用場所への立ち入り

当社は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ること

を承諾していただきます。

なお、お客様の求めに応じ係員は、所定の証明書を提示します。

- ① 検針のための作業（ガスマーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査及び消費機器の調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- ④ 10（1）から（4）の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 38又は39の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ⑥ ガスマーター等の法定検定期間満了等による取り替えの作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

4.8. 反社会的勢力の排除

- (1) お客様及び当社は、自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
 - ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること。
- (2) お客様及び当社は、(1)の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、この供給約款に基づく契約を解除することができるものとします。
- (3) 本条の規定によりこの供給約款に基づく契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。

4.9. 管轄裁判所

お客様とのこの供給約款に基づく契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付 則

1. この供給約款の実施期日

この供給約款は、2023年9月1日（令和5年9月1日）から実施します。

2. ガスマーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスマーターの能力を「号数」で表記することができます。

3. この供給約款の掲示

当社は、この供給約款を、本社及び支店等のほか、当社ホームページにおいて掲示します。この供給約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の30日前までに、この供給約款を変更する旨、変更後の簡易ガス供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別表第1)

ガスマーテーの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

V は、21(9)の規定により算定する使用量

V₁は、計量法で定める使用公差を超えているガスマーテーによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスマーテーによる速動又は遅動の割合（パーセント）

(別表第2)

料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計とします。従量料金は、基準単位料金又は26の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたつ

ては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用します。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定します(小数点以下の端数切り捨て)。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(別表第3)

料金の日割計算 (1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とします。なお、各料金規定の別表第2を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \text{日割計算日数} \div 30$$

(備 考)

- ① 基本料金は、各料金規定の別表第2の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

各料金規定の別表第2の料金表における基準単位料金又は26の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2における適用基準と同様とします。

(別表第4)

料金の日割計算 (2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とします。なお、料金規定別表第2を適用する場合、料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times (30 - \text{供給中止期間の日数}) \div 30$$

(備 考)

- ① 基本料金は、各料金規定の別表第2の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

各料金規定の別表第2の料金表における基準単位料金又は26の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2における適用基準と同様とします。

(別表第5)

供給ガスの圧力等

当社が供給するガスの圧力等は、次のとおりです。

(1) 圧力

最高圧力 3.2キロパスカル
最低圧力 2.2キロパスカル

(2) 液化石油ガスの成分

プロパン及びプロピレンの合計量の含有率	94.5 パーセント以上
エタン及びエチレンの合計量の含有率	5 パーセント以下
ブタジエンの含有率	0.5 パーセント以下

(3) 熱量

標準熱量 100.4652メガジュール